



発行 東京都

目次

38

規則

- 東京都表彰規則の一部を改正する規則……………（政策企画局総務部秘書課）…
- 都庁マネジメント本部等の設置及び運営に関する規則の一部を改正する規則……………（政策企画局総務部管理課）…
- 東京都青少年の健全な育成に関する条例施行規則の一部を改正する規則……………（青少年・治安対策本部総合対策部青少年課）…
- 東京都文書管理規則の一部を改正する規則……………（総務局総務部文書課）…
- 東京都公印規程の一部を改正する規則……………（同）…
- 東京都職員研修規則の一部を改正する規則……………（総務局人事部人事課）…
- 東京都職員表彰規則の一部を改正する規則……………（総務局人事部職員支援課）…
- 東京都職員住宅管理規則の一部を改正する規則……………（同）…
- 東京都契約事務の委任等に関する規則の一部を改正する規則……………（財務局経理部総務課）…
- 東京都自動車の管理等に関する規則の一部を改正する規則……………（同）…
- 東京都債権管理条例施行規則の一部を改正する規則……………（財務局主計部財政課）…
- 東京都宅地建物取引業法施行細則の一部を改正する規則……………（都市整備局住宅政策推進部不動産課）…
- 東京都積立式宅地建物販売業法施行細則の一部を改正する規則……………（同）…
- 東京都不動産特定共同事業者名簿等閲覧規則の一部を改正する規則……………（同）…
- 東京都不動産の鑑定評価に関する法律施行細則の一部を改正する規則……………（同）…

規則

東京都表彰規則の一部を改正する規則を公布する。

平成三十一年三月二十九日

東京都知事 小池 百合子

●東京都規則第五十七号

東京都表彰規則の一部を改正する規則

東京都表彰規則（昭和四十七年東京都規則第七十四号）の一部を次のように改正する。

第七条中「青少年・治安対策本部長」を「都民安全推進本部長、戦略政策情報推進本部長、住宅政策本部長」に改める。

附則

この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。

都庁マネジメント本部等の設置及び運営に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成三十一年三月二十九日

東京都知事 小池 百合子

●東京都規則第五十八号

都庁マネジメント本部等の設置及び運営に関する規則の一部を改正する規則

都庁マネジメント本部等の設置及び運営に関する規則（平成十一年東京都規則第六十一号）の一部を次のように改正する。

第三条中「青少年・治安対策本部長」を「都民安全推進本部長、戦略政策情報推進本部長、住宅政策本部長」に改める。

附則

この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。

東京都青少年の健全な育成に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成三十一年三月二十九日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都規則第五十九号

東京都青少年の健全な育成に関する条例施行規則の一部を改正する規則

東京都青少年の健全な育成に関する条例施行規則（平成十六年東京都規則第九十八号）の一部を次のように改正する。

第一条第一号及び第二条の四中「青少年・治安対策本部長」を「都民安全推進本部長」に改める。

第二条の六中「青少年・治安対策本部総合対策部青少年課」を「都民安全推進本部総合推進部都民安全推進課」に改める。

第三条第三項中「青少年・治安対策本部長」を「都民安全推進本部長」に改める。

第十条第一項中「青少年・治安対策本部」を「都民安全推進本部」に改める。

第十一条第一項第一号中「青少年・治安対策本部長」を「都民安全推進本部長」に改め、同項第三号中「青少年・治安対策本部総合対策部長」を「都民安全推進本部総合推進部長」に改める。

第十二条中「青少年・治安対策本部総合対策部青少年課長」を「都民安全推進本部総合推進部都民安全推進課長」に改める。

第十三条中「青少年・治安対策本部長」を「都民安全推進本部長」に改める。

第十四条中「青少年・治安対策本部総合対策部青少年課」を「都民安全推進本部総合推進部都民安全推進課」に改める。

第三十一条中「青少年・治安対策本部総合対策部青少年課」を「都民安全推進本部総合推進部若年支援課」に改める。

附 則

この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。

東京都文書管理規則の一部を改正する規則を公布する。

平成三十一年三月二十九日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都規則第六十号

東京都文書管理規則の一部を改正する規則

東京都文書管理規則（平成十一年東京都規則第二百三十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第四号中「青少年・治安対策本部」を「都民安全推進本部、戦略政策情報推進本部、住宅政策本部」に改め、同条第十号中「及び室長」を削り、「担当課長並びに」を「担当課長及び」に改める。

附 則

この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。

東京都公印規程の一部を改正する規則を公布する。

平成三十一年三月二十九日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都規則第六十一号

東京都公印規程の一部を改正する規則

東京都公印規程（昭和二十八年東京都規則第五百十八号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「青少年・治安対策本部長」を「都民安全推進本部長、戦略政策情報推進本部長、住宅政策本部長」に改める。

別表第一 四の部12の2の項用途の欄中「青少年・治安対策本部」を「都民安全推進本部、戦略政策情報推進本部、住宅政策本部」に改め、同項公印管理者の欄中

「青少年・治安対策本部は総合対策部総務課長

を

都民安全推進本部は総合推進部総務課長
戦略政策情報推進本部は戦略事業部総務課長
住宅政策本部は住宅企画部総務課長

に改め、同部

18の5の項及び同表六の部21の8の項中「都市整備局住宅政策推進部不動産課長」を「住宅政策本部住宅企画部不動産課長」に改める。

附則

この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。

東京都職員研修規則の一部を改正する規則を公布する。

平成三十一年三月二十九日

東京都知事 小池 百合子

●東京都規則第六十二号

東京都職員研修規則の一部を改正する規則

東京都職員研修規則（昭和四十三年東京都規則第三十八号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「青少年・治安対策本部」を「都民安全推進本部、戦略政策情報推進本部、住宅政策本部」に改める。

附則

この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。

東京都職員表彰規則の一部を改正する規則を公布する。

平成三十一年三月二十九日

東京都知事 小池 百合子

●東京都規則第六十三号

東京都職員表彰規則の一部を改正する規則

東京都職員表彰規則（昭和五十九年東京都規則第百三十三号）の一部を次のように改正する。

第二条第三項中「青少年・治安対策本部長」を「都民安全推進本部長、戦略政策情報推進本部長、住宅政策本部長」に改める。

附則

この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。

東京都職員住宅管理規則の一部を改正する規則を公布する。

平成三十一年三月二十九日

東京都知事 小池 百合子

●東京都規則第六十四号

東京都職員住宅管理規則の一部を改正する規則

東京都職員住宅管理規則（平成三年東京都規則第七号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「青少年・治安対策本部」を「都民安全推進本部、戦略政策情報推進本部、住宅政策本部」に改め、同条第二号中「青少年・治安対策本部長」を「都民安全推進本部長、戦略政策情報推進本部長、住宅政策本部長」に改める。

附則

この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。

東京都契約事務の委任等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成三十一年三月二十九日

東京都知事 小池 百合子

●東京都規則第六十五号

東京都契約事務の委任等に関する規則の一部を改正する規則

東京都契約事務の委任等に関する規則（昭和三十九年東京都規則第百三十号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「青少年・治安対策本部」を「都民安全推進本部、戦略政策情報推進本部、住宅政策本部」に改め、同条第二号中「青少年・治安対策本部長」を「都民安全推進本部長、戦略政策情報推進本部長、住宅政策本部長」に改める。

第三条の二第一号中「都営住宅用地、」及び「及び都営住宅用建物」を削り、同条中第五号を削り、第六号を第五号とし、同条の次に次の一条を加える。

第三条の三 第三条に定めるもののほか、住宅政策本部の所掌に係る事項に関する契約のうち、次に掲げる契約に関する事務は、住宅政策本部長に委任する。

- 一 都営住宅用地、道路、公園その他の公共用地及び都営住宅用建物の買入れに関する

る契約

二 公共事業の施行に伴う代替地の買入れ及び売払いに関する契約

三 物件の移転その他の損失補償に関する契約

四 都営住宅に係る工事の監理業務の委託契約

別表都市整備局の項名称等の欄中「住宅建設事務所」を削り、同項委任する事務の範囲の欄第四号中「都営住宅に係る工事の監理業務の委託契約並びに」を削り、同項の次に次のように加える。

住宅政策本部	住宅建設事務所	
<p>一 三億五千万円未満の建築工事及び二億五千万円未満の土木工事の請負契約（知事が指定するものを除く。）</p> <p>二 四千万円未満の設備工事の請負契約</p> <p>三 千万円未満（長期継続契約にあつては、月額に十二を乗じて得た額又は年額が千万円未満）の委託契約及び労働者派遣契約（特定調達契約を除く。）</p> <p>四 前号に定めるもののほか、都営住宅に係る工事の監理業務の委託契約並びに二千万円未満の地質調査、測量、設計及び工事の監理業務の委託契約</p> <p>五 三千万円未満の工事に用原材料の買入れに関する契約（特定調達契約を除く。）</p>		

附則

この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。

東京都自動車の管理等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成三十一年三月二十九日

東京都知事 小池 百合子

●東京都規則第六十六号

東京都自動車の管理等に関する規則の一部を改正する規則

東京都自動車の管理等に関する規則（昭和三十九年東京都規則第九十二号）の一部を次のように改正する。

第九条第一項第二号中「並びに」の下に「住宅政策本部長、病院経営本部長、中央卸売市場長、」を加える。

附則

この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。

東京都債権管理条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成三十一年三月二十九日

東京都知事 小池 百合子

●東京都規則第六十七号

東京都債権管理条例施行規則の一部を改正する規則

東京都債権管理条例施行規則（平成二十年東京都規則第四百十三号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「青少年・治安対策本部」を「都民安全推進本部、戦略政策情報推進本部、住宅政策本部」に改め、同条第二号中「青少年・治安対策本部長」を「都民安全推進本部長、戦略政策情報推進本部長、住宅政策本部長」に改める。

附則

この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。

東京都宅地建物取引業法施行細則の一部を改正する規則を公布する。

平成三十一年三月二十九日

東京都知事 小池 百合子

●東京都規則第六十八号

東京都宅地建物取引業法施行細則の一部を改正する規則

東京都宅地建物取引業法施行細則（昭和四十年東京都規則第四十七号）の一部を次のように改正する。

第七条中「東京都都市整備局内」を「東京都住宅政策本部内」に改める。

附則

この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。

東京都積立式宅地建物販売業法施行細則の一部を改正する規則を公布する。

平成三十一年三月二十九日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都規則第六十九号

東京都積立式宅地建物販売業法施行細則の一部を改正する規則

東京都積立式宅地建物販売業法施行細則（昭和四十六年東京都規則第二百六十八号）の一部を次のように改正する。

第七条中「東京都都市整備局内」を「東京都住宅政策本部内」に改める。

附 則

この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。

東京都不動産特定共同事業者名簿等閲覧規則の一部を改正する規則を公布する。

平成三十一年三月二十九日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都規則第七十号

東京都不動産特定共同事業者名簿等閲覧規則の一部を改正する規則

東京都不動産特定共同事業者名簿等閲覧規則（平成八年東京都規則第百三十五号）の一部を次のように改正する。

第一条中「東京都都市整備局内」を「東京都住宅政策本部内」に改める。

附 則

この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。

東京都不動産の鑑定評価に関する法律施行細則の一部を改正する規則を公布する。

平成三十一年三月二十九日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都規則第七十一号

東京都不動産の鑑定評価に関する法律施行細則の一部を改正する規則

東京都不動産の鑑定評価に関する法律施行細則（昭和四十年東京都規則第二十五号）の一部を次のように改正する。

第五条中「東京都都市整備局内」を「東京都住宅政策本部内」に改める。

附 則

この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。

東京都都営住宅高額所得者審査会規則の一部を改正する規則を公布する。

平成三十一年三月二十九日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都規則第七十二号

東京都都営住宅高額所得者審査会規則の一部を改正する規則

東京都都営住宅高額所得者審査会規則（昭和四十九年東京都規則第百七十九号）の一部を次のように改正する。

第六条中「都市整備局」を「住宅政策本部」に改める。

附 則

この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。

発行
 東京都
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一
 号
 電話 〇三(五三二)一一一一(代)

郵便番号
 163-8001

定価
 本号
 一箇月 六、六〇〇円
 (郵送料を含む) 三〇円

印刷所
 勝美印刷株式会社
 東京都文京区白山一丁目十三番七
 号
 電話 〇三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号
 113-0001

